

平成29年度

第1回長崎県教科用図書選定審議会

〈 議 事 録 〉

平成29年4月25日(火)

10:00~12:00

県庁新別館8階 教育委員会室

長 崎 県 教 育 委 員 会

＜平成29年度 第1回 長崎県教科用図書選定審議会＞

開 催 日 時	平成29年4月25日（火） 10:00～12:00
開 催 場 所	県庁新別館8階 教育委員会室
委 員 の 委 嘱	別紙名簿に沿って委員紹介。（3名欠席）
会 の 成 立 確 認	長崎県教科用図書選定審議会規則第4条2に基づき、委員20名中17名の出席により会の成立を確認。 （委 員） 公正確保の観点から秘密会としてはどうか。 （委 員） 異議なし。
教 育 次 長 挨 拶	（略）
役 員 選 出	会長、副会長を選出
会 長 挨 拶	（略）
議 事 録 署 名 捺印者の選出	1号委員、2号委員、3号委員の中から各1名を会長が指名の上、承認。
審 議	（事務局） 審議に入る前に、本審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により毎年度開催するものである。本年度は、新たに文部科学省の検定を経た平成30年度使用小学校「特別の教科 道徳」の教科書について採択を行い、それ以外の教科書については、昨年度と同一のものを採択することを確認しておきたい。
事 務 局 説 明	（会 長） 審議に入る前に本審議会の目的や教科書採択の仕組みについて確認したい。事務局に説明願う。 （事務局） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本審議会の目的について ・ 教科書採択の仕組みについて </div> （会 長） ただ今の説明について何か質問はないか。 （委 員） 特になし。

<p>諮問事項確認</p>	<p>(会 長) それでは本審議会に対して、県教育委員会から諮問された内容を確認したいと思う。</p>
<p>審 議</p>	<p>(事務局) 【諮問文読み上げ】</p> <p>(会 長) 本審議会は、県教育委員会から「平成30年度使用小学校『特別の教科 道徳』の教科書の採択基準について」の諮問を受けた。採択に関する基本方針、採択の方法、選定資料について慎重に審議の上、答申を示さなければならない。 審議を進める上で事務局に参考になる案があれば、それを用いたいと考えるがいかがか。</p> <p>(委 員) 異議なし。</p> <p>(会 長) 事務局に案があれば提示していただきたい。</p> <p>(事務局) 【審議のための案を配布】</p> <p>(会 長) 少し時間をとるので、御一読いただきたい。</p> <p>(会 長) 基本方針について審議を行う前に、事務局から案の趣旨や内容について説明してもらいたいと考えるがいかがか。</p> <p>(委 員) 異議なし。</p>
<p>事 務 局 説 明</p>	<div data-bbox="466 1480 960 1536" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>基本方針案について説明</p> </div> <p>(会 長) 基本方針案に対して質問はないか。</p> <p>(委 員) 特になし。</p> <p>(会 長) それでは、基本方針は、事務局案どおりでよろしいか。</p> <p>(委 員) 異議なし。</p> <p>(会 長) それでは次に、採択の方法について審議を行う。基本方針と同様に事務局に案の説明をお願いしたいが、よろしいか。</p>

事務局説明	<p>(委員) 異議なし。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">採択の方法案について説明</p> <p>(会長) 採択の方法案に対して質問はないか。</p> <p>(委員) 一般図書の採択の方法に、「適切な体裁の図書を採択すること」とあるが、不適切な体裁となるとどのようなものか。</p> <p>(事務局) 例えば、カルタのようなカード形式で本の体裁になっておらず、教科書としての採択が難しいものなどが考えられる</p> <p>(会長) 他に質問や意見はないか。</p> <p>(委員) 特になし。</p> <p>(会長) それでは、採択の方法は、事務局案どおりでよろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) 次に、選定資料について審議を行う。これも事務局に案の説明をお願いしたいが、よろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p>
事務局説明	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">選定資料案について説明</p> <p>(会長) 選定資料案に対して質問はないか。</p> <p>(委員) 共通観点と「特別の教科 道徳」の教科独自観点との違いは何か。</p> <p>(事務局) 教科独自観点は、学習指導要領の「特別の教科 道徳」の目標に照らし合わせ、道徳科の独自のものとして設定した。共通観点は、全教科に通じるものである。</p>

(委員) 他教科においては、共通観点は学習指導要領の基本理念を受けて、教科独自観点は領域や内容に沿って設定されているように思う。「特別の教科 道徳」においては、そうした視点ではなく道徳科なりの観点を特別に設定したほうがよいのか。

(事務局) 道徳科で育む資質・能力は、他教科と同じ観点で表現してもとらえにくいところがある。そこで、「特別の教科 道徳」の目標に準拠させながら、道徳性を養うという視点を重視して、独自に設定することが適切であると考えた。

(会長) 「特別の教科」であること、道徳性は全ての教育活動を通して行われることを考えると、他教科と同じように観点を設定することは難しいということかと思う。

(委員) 教科となると、主体的な学習態度などは共通観点として必要ではないのか。

(委員) 本年度は、「特別の教科 道徳」のみの採択なので、他教科と共通観点を見比べる必要はない。また、初めての採択でもあるので個人的には独自観点のみでよいと思っている。ただし、大観点の仕分けをどのように意味づけして行ったのかは明確にしておくべきである。

(委員) 道徳科を共通観点でくくるのは難しいと思う。議論する道徳に向けた教科独自観点の設定などを意識することが必要である。項目数は増えてもよいだろう。

(会長) 道徳科も他教科と同じように共通観点を設定する考えと、「特別の教科 道徳」の独自観点を設定する考え、この2つについて、もう少し意見をいただきたい。

(委員) 共通観点を設定せず、大観点2に「特別の教科 道徳」の目標に照らした独自観点を並べたほうがよい。

(委員) 共通観点の中には、道徳科の観点として通じる内容もある。

(会長) 観点の設定について事務局案があれば提示してほしい。

事務局説明

(追加資料を配布)
観点設定理由等について説明

(会長) 説明にあったように、大観点2の後半を「特別の教科 道徳」の目標に照らした観点に書き換えた提案であった。大観点は、他教科への影響もあるので動かすにいが、大観点2が変わるようであれば、それに付随する共通観点は自ずとなくなることになる。そこで、道徳科独自観点を設定することよろしいか。

(委員) 異議なし。

(会長) 他に質問はないか。

(委員) 大観点2に示された、教科独自観点到「適切に」の表現は、どのような意図があるのか。

(事務局) 文言については、文部科学省からの資料を引用した。

(委員) 道徳性を養う上で、主体的に繰り返し取り組む態度が大事であるが、大観点2に示された教科独自観点是その部分に言及していないように思う。そうした態度面が弱い表現になっていないか。

(事務局) 道徳科の授業では道徳性の育成をねらっている。直接的ではないが、(2)(3)がそうした主体性を踏まえている。

(委員) (5)に「国際的な視野」とあるが、現代的な課題からは、いじめや情報モラルに関する指導が優先されるのではないか。

(事務局) 子供がグローバル社会を生きていく資質としての道徳性を(5)に位置付けている。いじめ等の課題も含んでいる。

(委員) 「構成的な視点」や「多面的・多角的」のとらえ方など、今後の調査研究でも、言葉については吟味していく必要がある。

(会長) 他に御質問はないか。

(委員) 特になし。

審 議 終 了	<p>(会 長) それでは、以上で審議を終了してよろしいか。</p> <p>(委 員) 異議なし。</p> <p>(会 長) 質問等無いようであれば、以上をもって、平成29年度第1回長崎県教科用図書審議会を終了する。</p>
---------	--